

NO
パワハラ!



ハラスメントのない環境づくりには、
みなさんの協力が欠かせません。
声をかけあって、気持ちのよい職場にしよう!

2020年6月からパワハラ防止措置が義務化されました!

※2022年3月まで中小企業は努力義務

NO あかるい職場応援団
ハラスメント <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働
基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、
ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。 NOハラスメント



●当社のハラスメント相談窓口はこちら

●貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすめましょう。